

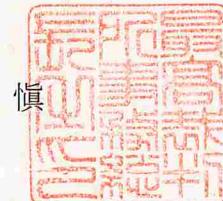
最高裁秘書第371号

令和2年2月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和元年12月9日付け（同月11日受付、第014537号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が自分の運営するブログでアフィリエイト収入を得る場合、兼業許可を受けておく必要があるかどうかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書として、司法修習生に関する規則が考えられるところ、最高裁判所規則は、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第1の司法行政文書に該当せず、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）